

件名	公文書等の元号使用廃止等に関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 N			
受理年月日	平成28年5月18日	受理番号	第31号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公文書等の発出文書並びに様式指定及び様式例示の申請書等の收受文書において、元号使用を廃止し、又は西暦と併用してください。 2 元号法及び日本国憲法等の規程により禁止されている元号使用の強制をなす、つまりは上位法の優位性に反し、その趣旨に矛盾する例規を探し出し、見つけ次第、直ちにこれを改廃してください。 3 国及び東京都に対し、上記1及び2の事項を求める意見書を提出してください。 <p>(理由)</p> <p>元号は、おおむねわが国特有の文化であるものの、むしろ元号法及び日本国憲法等の規程により、その使用の強制こそが禁止されており、元号又は西暦の使用は各人の自由であります。</p> <p>しかし、そのことが一般人においてはほとんど知られておらず、これをよいことに国及び地方公共団体は、本来強制してはならない元号使用を手続の申請書及び職員採用試験の申込書等において注意書き明記の上で強制しており、又は様式指定若しくは様式例示の上で、当該様式の日付欄に元号があらかじめ記入され、若しくはその選択肢があり、間接的に強制しているのが現状です。</p> <p>いまだ西暦表記化が進んでいないその原因は、元号の意味を知らぬ上で使い慣れてしまっている者が数多に上ること、さらにはこの事実を悪用して意図的に元号使用をますます定着化しようとする者が多くいることです。</p> <p>まして、官公庁の発出文書のみならず、各種申請書の様式にまで元号使用の実質的強制を組み込まれてしまえば、ますます多くの方が、西暦の使用に際し萎縮してしまい、元号使用者の立場が確立され、外国人及びリベラルな日本人等の西暦使用者が結果として淘汰されてしまいます。</p> <p>また、元号使用の強制及び西暦使用者の淘汰は、一部の奉仕であるとともに、そもそも元号法及び憲法に反する違法行為で、差別であり、人権侵害でもあり、むしろ全体の奉仕者にふさわしくない非行です。</p> <p>よって、公文書等の発出文書並びに様式指定及び様式例示の申請書等の收受文書において、元号使用を廃止し、又は西暦と併用することが必要です。</p> <p>また、元号法及び日本国憲法等の規程により禁止されている元号使用の強制をなす、つまりは上位法の優位性に反し、その趣旨に矛盾する例規を探し出し、見つけ次第、直ちにこれを改廃することも、併せて必要となります。</p> <p>そして、この動きを全国に波及させるため、本陳情と同様の趣旨の意見書を、</p>				

国及び東京都に提出する必要もあります。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上